

岩手県公安委員会告示第14号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり変更する旨届出があった。

令和5年9月5日

岩手県公安委員会

委員長 谷村 邦久

運転免許取得者等教育を行う者の名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	変更事項	内容	
			変更前	変更後
有限会社盛岡自動車学校	盛岡自動車学校	代表者の氏名	高橋 英則	岩館 常春
山晃有限会社	紫波中央自動車学校	代表者の氏名	横田 博士	横田 尚哉
株式会社宮古ドライビングスクール	宮古ドライビングスクール	住所	宮古市田鎖第12地割25番地	宮古市田鎖第10地割12番地2